



No. 8 - 1
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成23年度第1回

大戸川ダム建設事業

【再評価】

平成23年7月
近畿地方整備局

目 次

はじめに

1. 河川やその流域の概要
2. 大戸川ダム建設事業の概要
3. 事業の必要性等に関する視点
 - ・ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ・ 事業の投資効果
 - ・ 事業の進捗状況
4. 事業の進捗の見込みに関する視点
5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点
6. 関係自治体の意見等
7. 対応方針（原案）

はじめに

検証対象として区分しているダム事業については、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検証中であり、同細目において、検証終了までの間に実施要領※1第3の1(4)「再評価実施後一定期間が経過している事業」は、実施要領及び従前の細目※2に基づき当該事業の再評価を行うものとされています。

大戸川ダム建設事業は、検証対象ダムであり、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、平成23年1月17日に「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し検討を行っています。

現在、検証に係る検討を行っているところですが、前回の再評価が平成20年度であり、実施要領に規定されている「再評価実施後に3年間が経過している事業」に該当することから、今回、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行い、「検証終了までの間の事業の対応方針(案)」についてご意見を伺うものです。

このため検討の場での検討状況は含めず、現在の事業内容(河川整備計画策定時に検討した内容)を基に事業再評価を行っています。

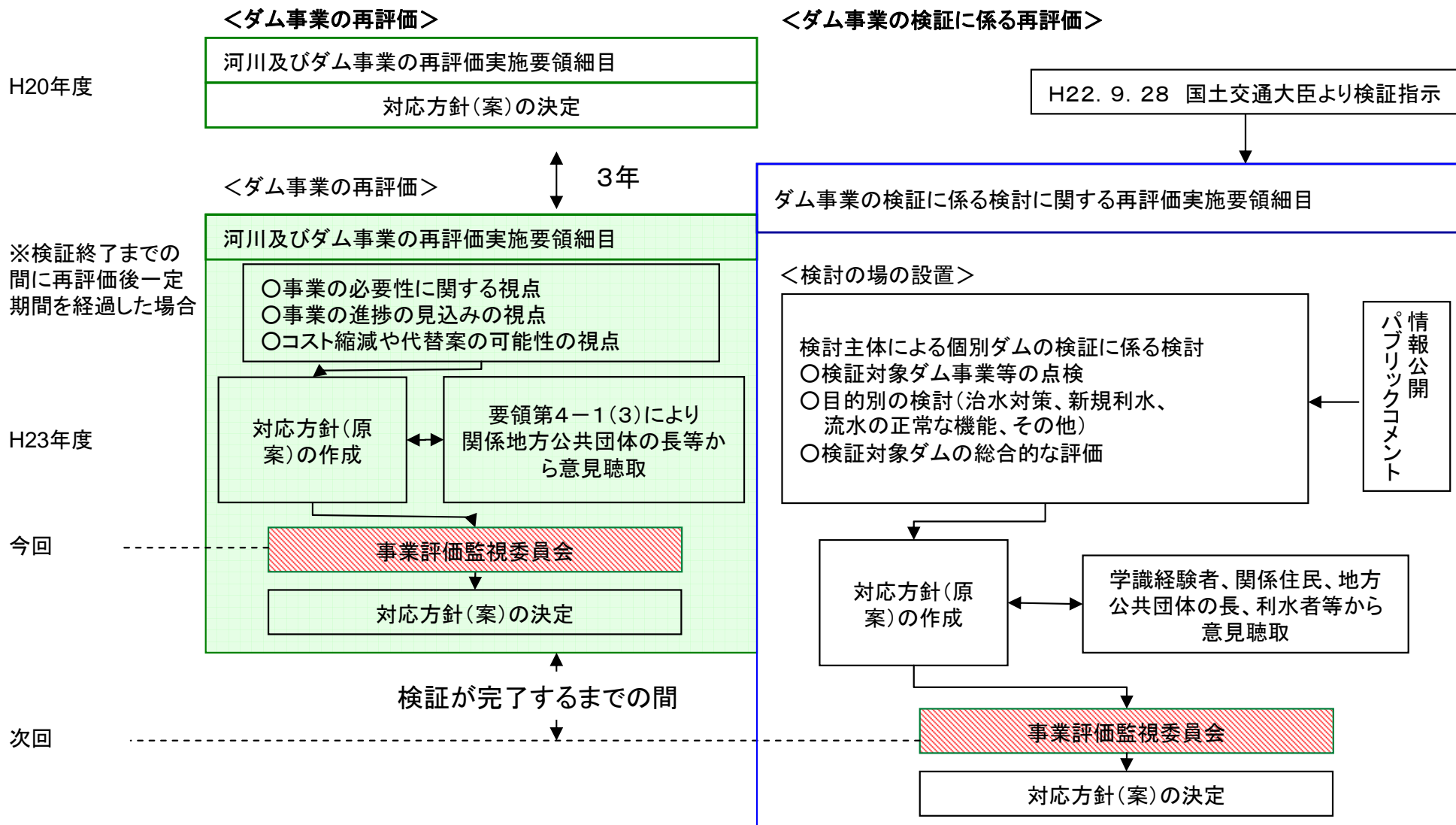
今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

※1 実施要領:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H23.4.1最終改定)

※2 従前の細目:河川及びダム事業の再評価実施要領細目(H22.4.1最終改定)

はじめに

- ◆ 事業再評価は実施要領において再評価実施後一定期間(3年)が経過している直轄・機構のダム事業については概算要求書の提出時まで実施する。(実施要領 第4 1(2))
 - ◆ 検証に係る検討を開始しているダム事業についても事業継続中であるため、検証終了までの間は、上記事業再評価を実施する。(実施要領細目* 第5 1)
 - ◆ 検証に係る検討結果を踏まえ、ダム事業の対応方針又は中止の方針原案を、あらためて事業評価監視委員会の意見をお聞きする。(実施要領細目* 第3 1(3))
- * 実施要領細目: ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目



1. 河川やその流域の概要

過去の災害実績(洪水)

[過去の主な洪水]

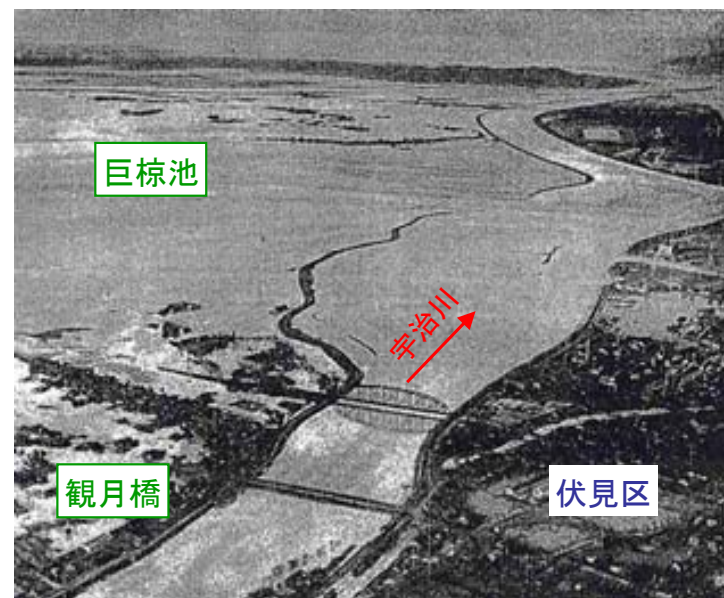
発生日月	被害状況
S.28年9月24日 (台風13号)	淀川・宇治川 ・大戸川等 浸水面積 5,060ha 浸水戸数 2,555戸 その他公共施設災害等あり
S.34年8月14日 (前線、台風7号)	淀川・宇治川の各所で漏水、法面洗掘
S.36年10月28日 (前線、台風26号)	淀川・宇治川で漏水、法面洗掘
S.40年9月18日 (台風24号)	山科川合流点・巨椋池付近 湛水 730ha 浸水戸数 765戸
S.57年8月2日 (台風10号)	淀川・宇治川で漏水、法面洗掘

昭和40年台風24号の被害



京都新聞【全国版】 昭和40年9月18日

昭和28年台風13号の被害



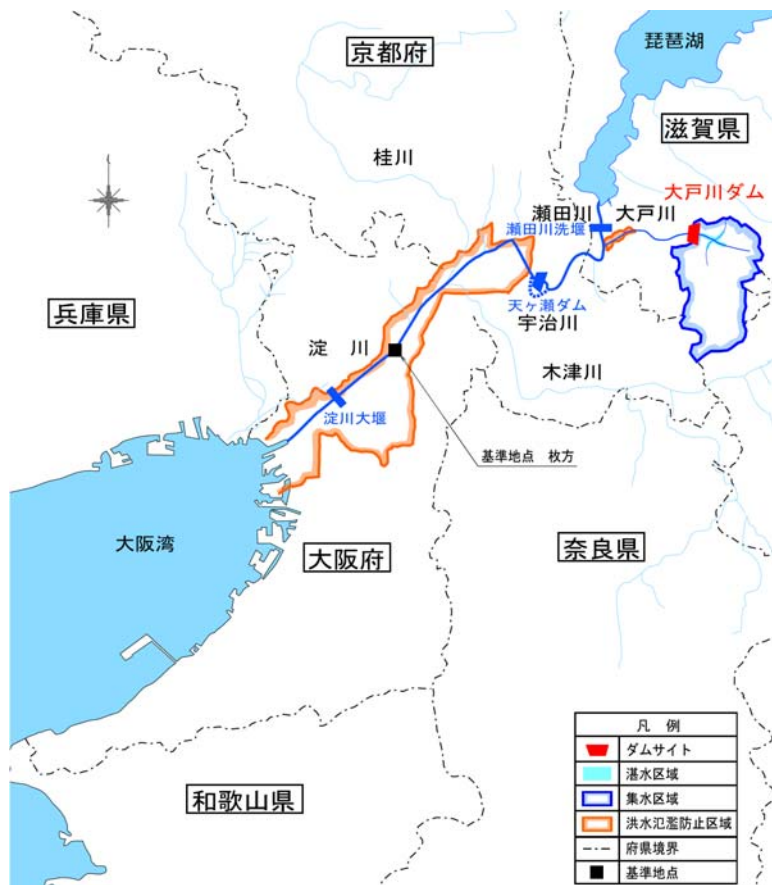
宇治川の氾濫の様子(京都府久世郡久御山町付近)
(9月27日撮影)



大戸川の氾濫の様子(大津市森付近)

出典「京都新聞社」

2. 大戸川ダム建設事業の概要



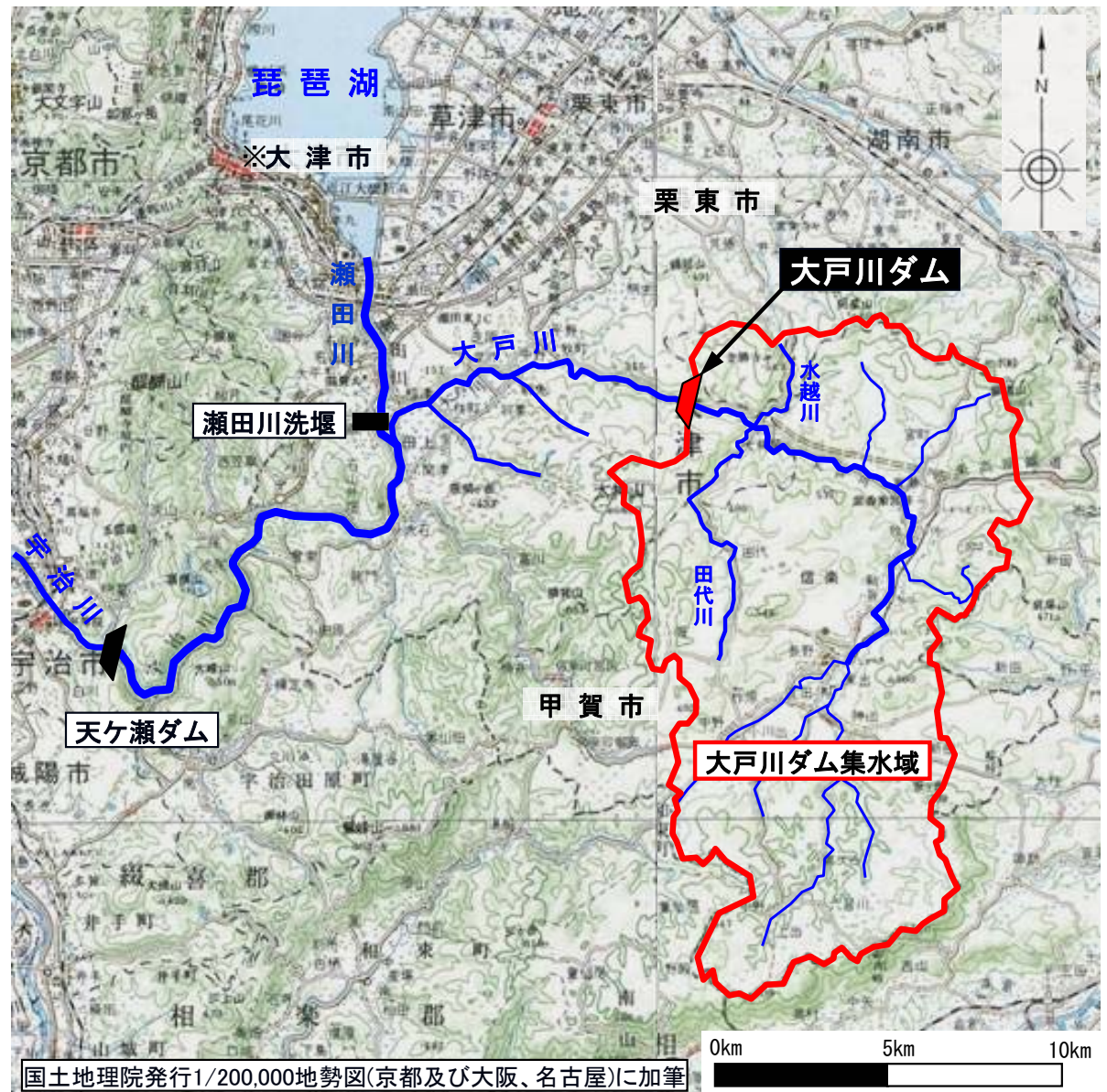
大戸川

流域面積: 約190km²

流路延長: 約38km

大戸川ダム

集水面積: 約152km²



大戸川ダム流域

2. 大戸川ダム建設事業の概要

＜淀川水系河川整備計画＞

整備計画では、「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、**ダム本体工事については、中上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討することとし、これまで進捗してきた準備工事である県道大津信楽線の付替工事については、交通機能を確保できる必要最小限のルートとなるよう見直しを行うなど徹底的にコストを縮減した上で継続して実施する。**」
こととしています。

大戸川ダムに関する考え方(要点)

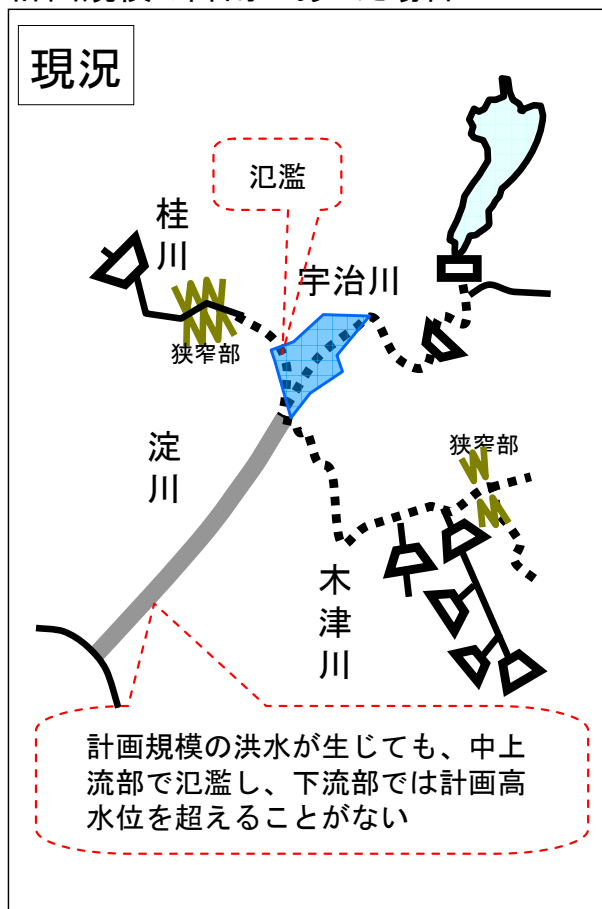
- ①大戸川ダムの**本体工事は当面実施しない**（凍結する）。
- ②将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。
- ③大戸川ダムの準備工事として**県道大津信楽線の付替工事はダム予算をもって継続する。**

2. 大戸川ダム建設事業の概要

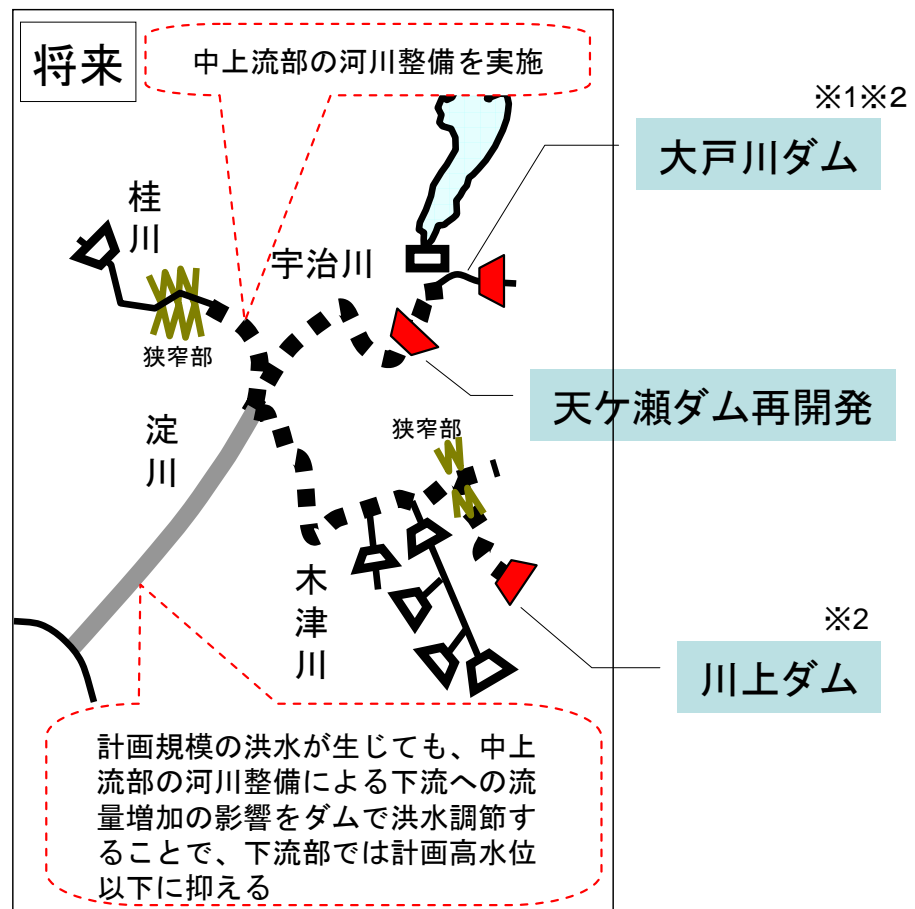
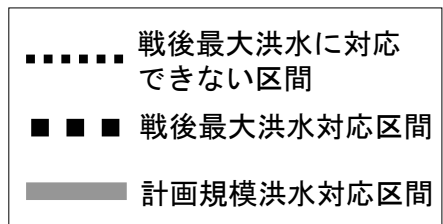
河川整備計画における淀川ダム群の役割

川上ダム・天ヶ瀬ダム再開発・大戸川ダムは、宇治川などの中上流部の河川整備（掘削等）を実施しても、下流部（淀川）で計画高水位を超過することがないように、既存ダム群と一体となって洪水調節を行い、下流部での水位を抑えます。

計画規模の降雨があった場合



・中上流部の河川整備を実施すると、下流部の流量が増加します。
・ダムの流量調節効果で、現況と同じように下流部の水位を計画高水位以下にします。



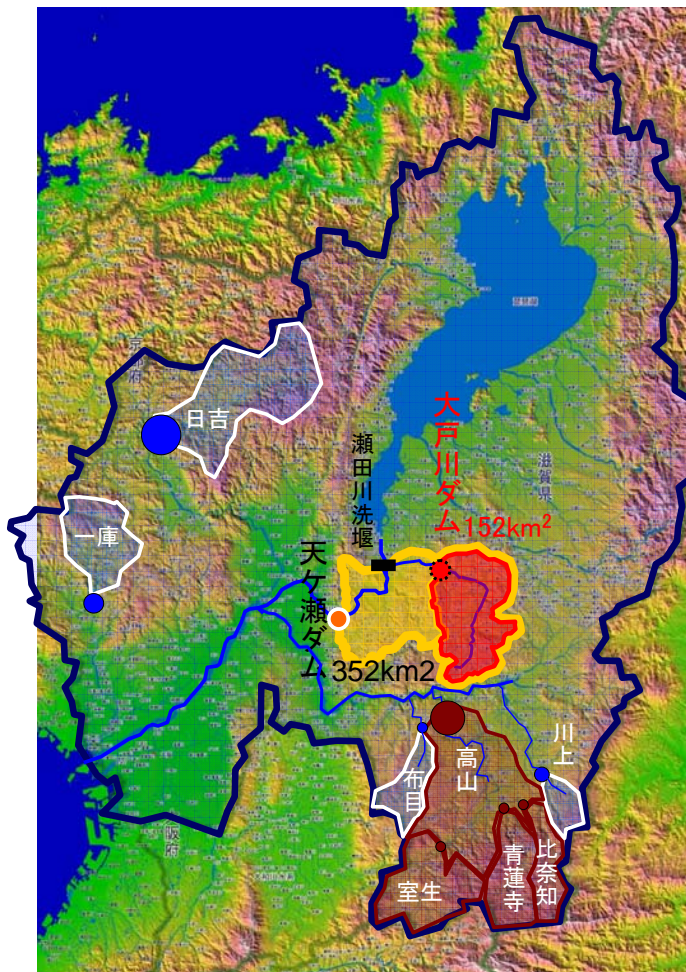
※1 河川整備計画:「ダム本体工事については、中上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」

※2 検証対象ダム

2. 大戸川ダム建設事業の概要

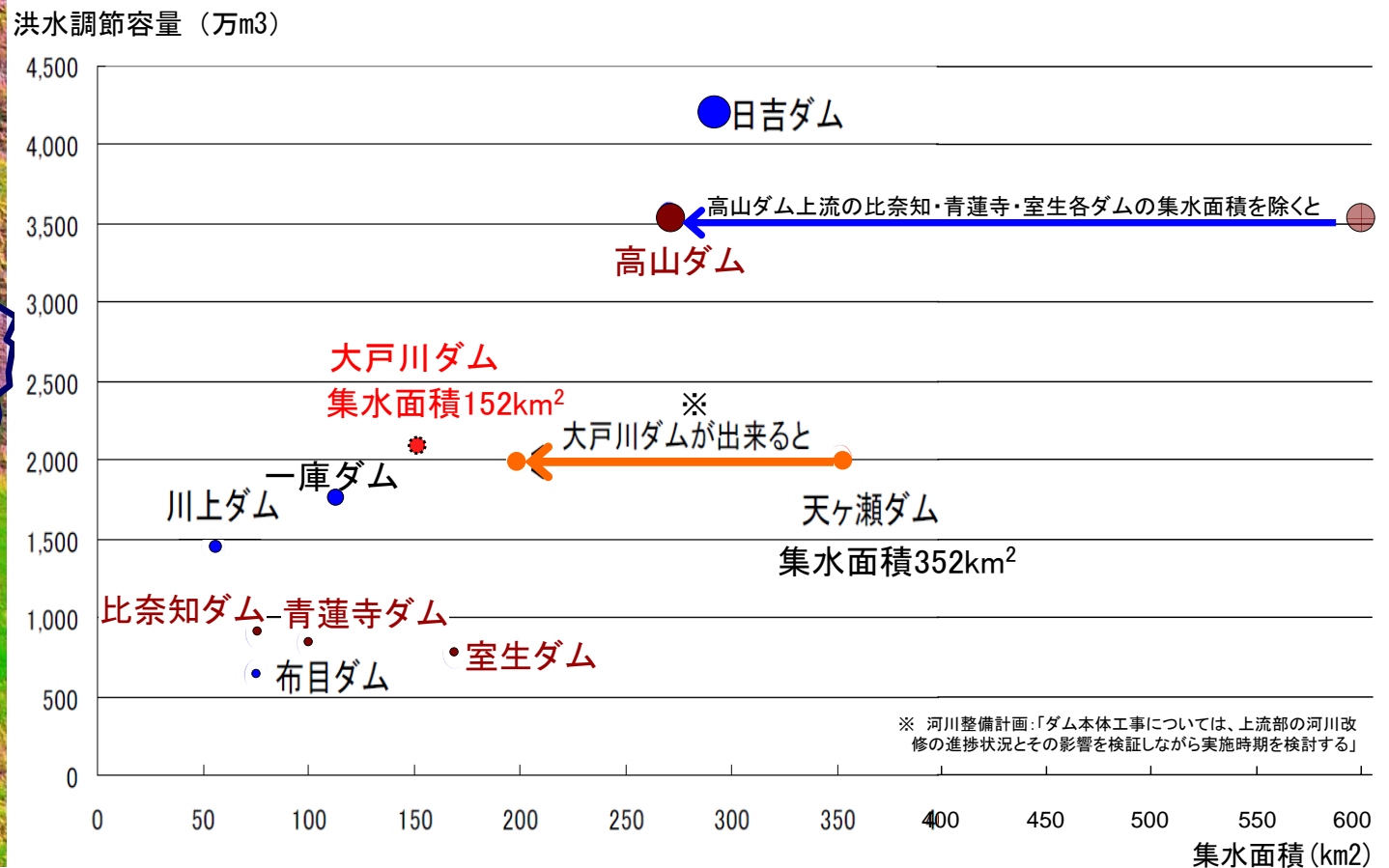
大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの関係と役割

- ・ 天ヶ瀬ダムの集水面積は、淀川水系の他のダムに比べて著しく大きく、洪水調節容量が不足しています。
- ・ 天ヶ瀬ダム集水区域内の上流に建設を予定している大戸川ダムは、地理的に縦列的な関係にあることから、直接的に天ヶ瀬ダムを補完する役割になります。
- ・ 大戸川ダムは、天ヶ瀬ダムの集水面積の約半分をカバーし、天ヶ瀬ダムの容量負荷軽減に寄与します。



淀川水系各ダムの位置と集水面積

● : 各ダム位置 円の大きさは洪水調節容量を表す

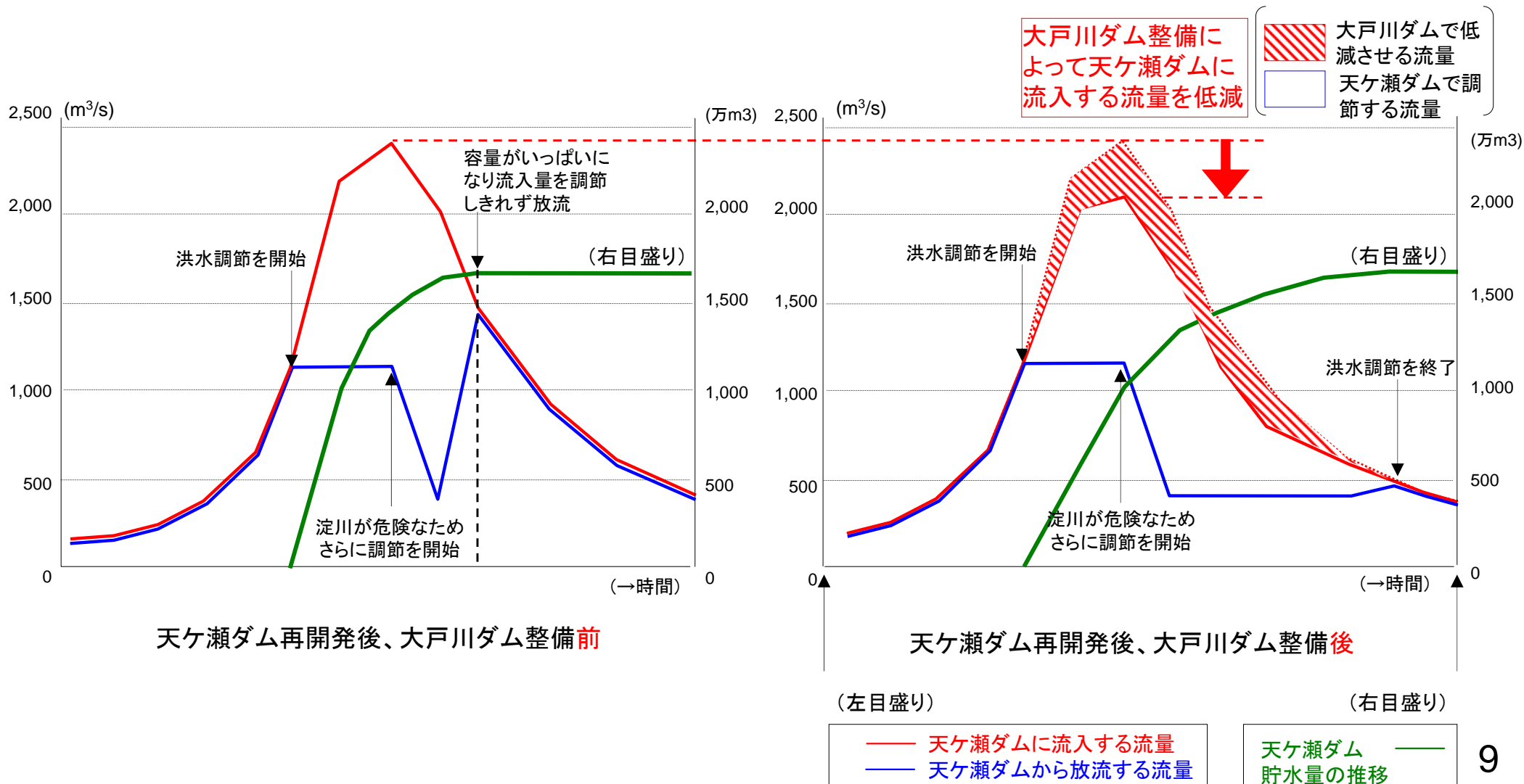


淀川水系各ダムの集水面積と洪水調節容量の比較

2. 大戸川ダム建設事業の概要

大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの関係と役割

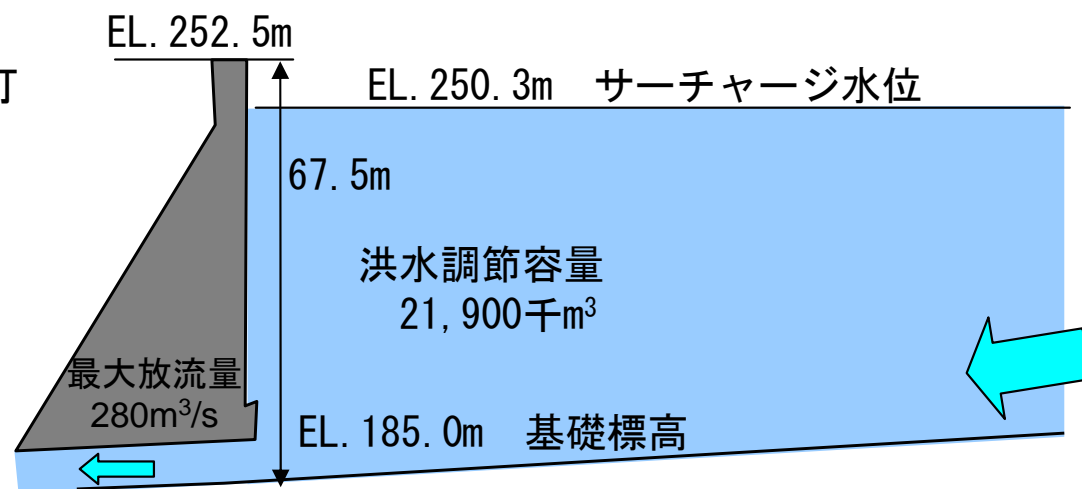
- 天ヶ瀬ダムは、淀川本川の水位を計画高水位以下に抑えるために、十分な容量を確保する必要がありますが、現在の容量では不足しています。
- 大戸川ダムは、天ヶ瀬ダムの不足する容量に対応するため、天ヶ瀬ダムに流入する流量を低減させ、天ヶ瀬ダムの容量を補います。



2. 大戸川ダム建設事業の概要

○ダムの諸元

建設位置 (右岸) : 滋賀県大津市上田上桐生町
(左岸) : 滋賀県大津市上田上牧町
ダム形式 : 重力式コンクリートダム
堤 高 : 67.5m
堤 頂 長 : 約200m
総貯水容量 : 約21,900千m³
洪水調節容量 : 約21,900千m³



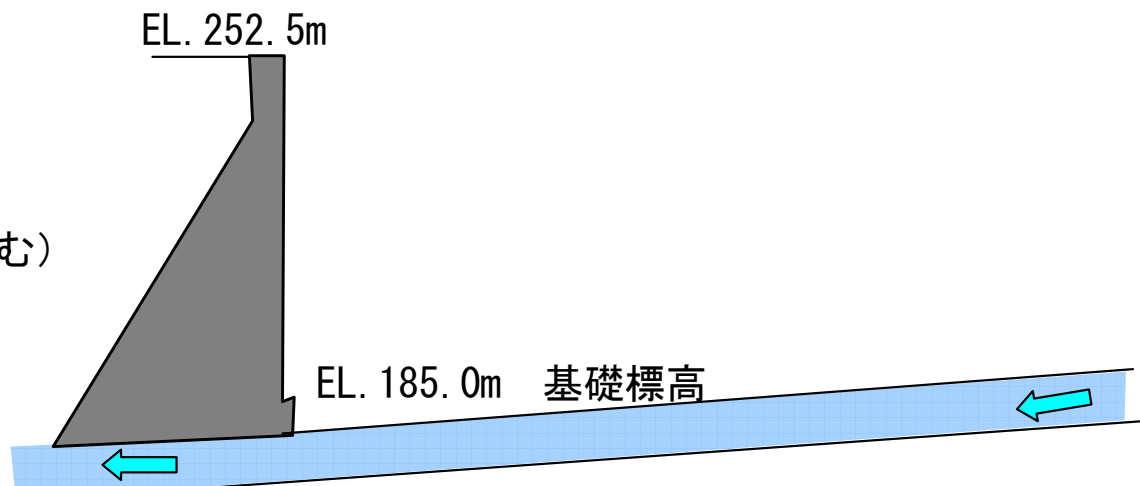
○ダムの目的

大戸川・宇治川・淀川の洪水調節

洪水調節時

○総事業費

概ね 1,080億円程度 (平成19年度価格)
(事業から撤退した利水者等が負担する費用を含む)



平常時

2. 大戸川ダム建設事業の概要

事業の主な経緯

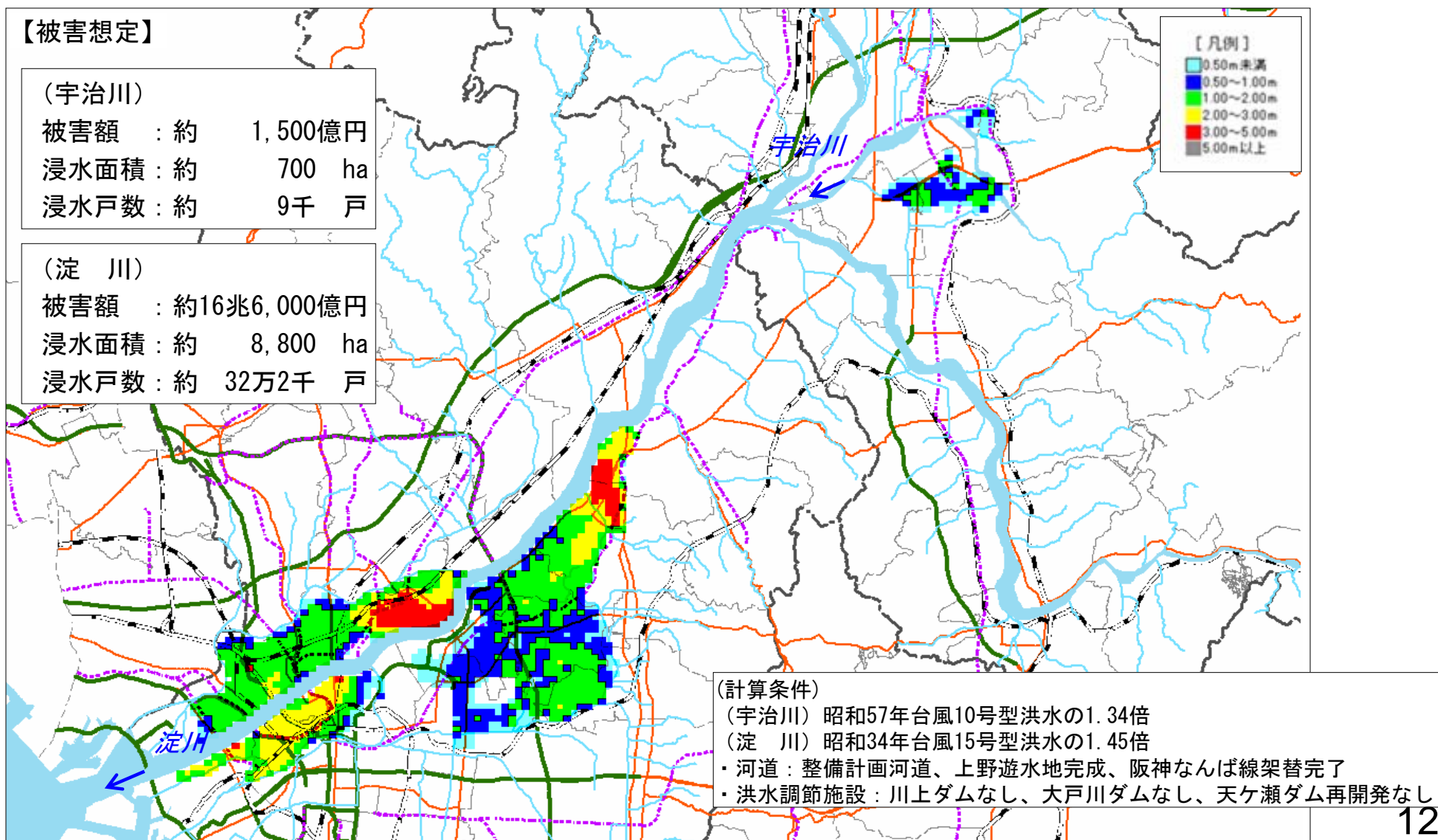
昭和53年 4月	実施計画調査着手
平成元年 5月	建設事業着手
平成 3年 3月	特定多目的ダム法に基づく基本計画告示（事業費：約740億円（H元年価格））
平成 6年10月	大戸川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書の締結
平成10年 3月	大鳥居地区 移転完了
平成11年 6月	付替県道大津信楽線 着工
平成13年 7月	水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画 決定
平成17年 7月	淀川水系5ダムについての方針 公表
平成19年 8月	「淀川水系河川整備基本方針」 策定
平成20年 7月	近畿地方整備局事業評価監視委員会【対応方針：事業継続】
平成21年 3月	「淀川水系河川整備計画」 策定 ➤ 「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら、実施時期を検討する。」（本文より抜粋）
平成21年 4月	「淀川水系水資源開発計画」（全部変更）で大戸川ダムを削除
平成21年12月	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議設立（検証の対象となるダム事業に区分）
平成23年 1月	「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置
平成23年 3月	特定多目的ダム法に基づく基本計画廃止

3. 事業の必要性等に関する視点

事業を巡る社会情勢等の変化

災害発生時の影響

計画規模の降雨による洪水で算出した場合、下流部市街地を中心に広範囲において浸水被害が発生すると想定されます。

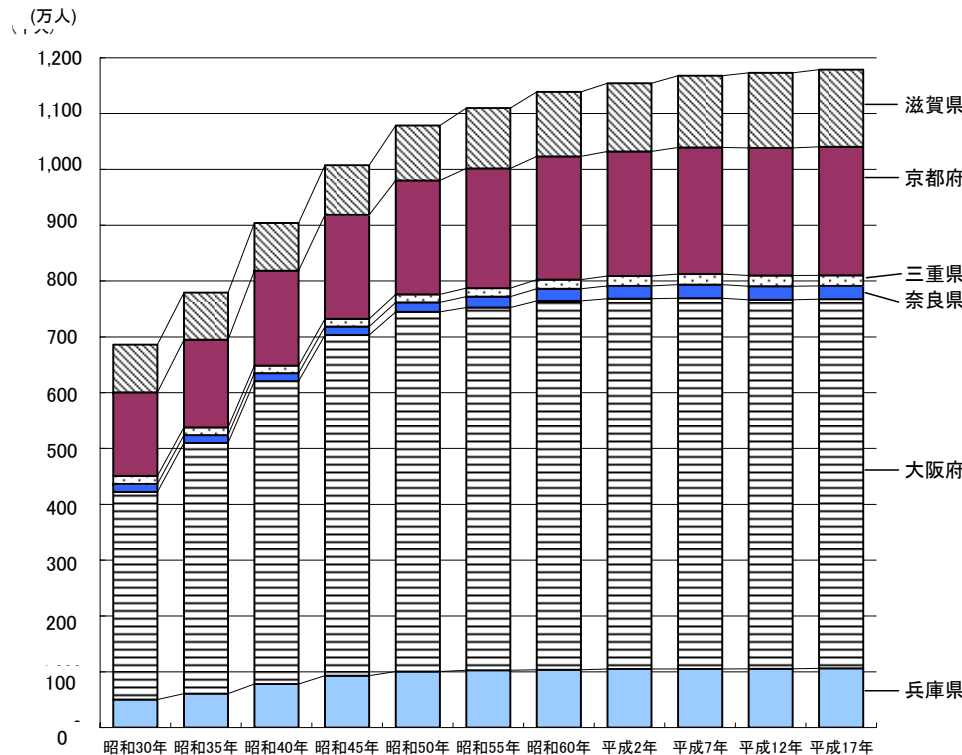


3. 事業の必要性等に関する視点

事業を巡る社会情勢等の変化

地域の状況(人口・資産の変化)

- ・ 淀川水系は、大阪、京都の二大都市と、これらを囲む多くの衛星都市を抱え、近畿圏の基盤をなす区域であり、流域関連市町村の総人口は1,179万人（平成17年現在）に及んでいます。
- ・ 前回の再評価以降、人口や資産等に大きな変化はありません。



流域府県別人口(流域関連市町村分)の推移

【出典】国勢調査



大阪市街地を流れる淀川

氾濫ブロック内人口等の変化

	前回	今回	伸率
人口 (万人)	473	461	0.97
世帯数 (万世帯)	197	196	1.00
一般資産額等 (兆円)	114	95	0.84

【出典】前回：H12国勢調査、H13事業所統計
 今回：H17国勢調査、H18事業所統計
 伸率：今回／前回

3. 事業の必要性等に関する視点

事業の投資効果

前回再評価の後に策定された淀川水系河川整備計画において、

- ・「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」
- ・「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」

とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析は行うことはできません。

3. 事業の必要性等に関する視点

参考

事業の投資効果

○ 算出のための計算根拠

- ▶ 本体着手の時期：整備計画策定から10年後・15年後・20年後の3ケース
- ▶ 本体工事の工期：8年間
- ▶ 便益の発生：事業完成の翌年

○ ダム本体工事の実施時期や供用開始時期に予断を持たず算出した費用便益比

整備計画策定から	10年後	15年後	20年後
全体事業のB/C	1.1	1.0	0.8
残事業のB/C	3.8	3.7	3.5

※本費用便益分析における便益の算出においては、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の効果分で按分することにより算出している。

前回再評価の後に策定された淀川水系河川整備計画において、
・「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」
・「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことはできないため、上述のように着手時期を複数ケース想定しています。

(ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた費用便益分析は、実施時期等が確定した時点で行うこととなります。)

3. 事業の必要性等に関する視点

事業の投資効果

参考

■感度分析結果（費用便益比 B/C）

10年後	基本	残事業費		残工期		資産	
		+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
全体事業	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.0
残事業	3.8	3.5	4.2	3.7	3.8	4.2	3.4

15年後	基本	残事業費		残工期		資産	
		+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
全体事業	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	1.1	0.9
残事業	3.7	3.4	4.0	3.6	3.7	4.0	3.3

20年後	基本	残事業費		残工期		資産	
		+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
全体事業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.7
残事業	3.5	3.2	3.8	3.4	3.6	3.8	3.2

- ・ 残事業費 : 平成24年度以降の建設費を±10%変動。維持管理費の変動は行わない。
- ・ 残工期 : 残工期の±10%は、それぞれ、10年後は±1年、15年後は±2年、20年後は±2年とする。
- ・ 資産 : 一般資産被害額、農作物被害額、公共土木施設等被害額を±10%変動。

前回再評価の後に策定された淀川水系河川整備計画において、

・ 「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」

・ 「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」

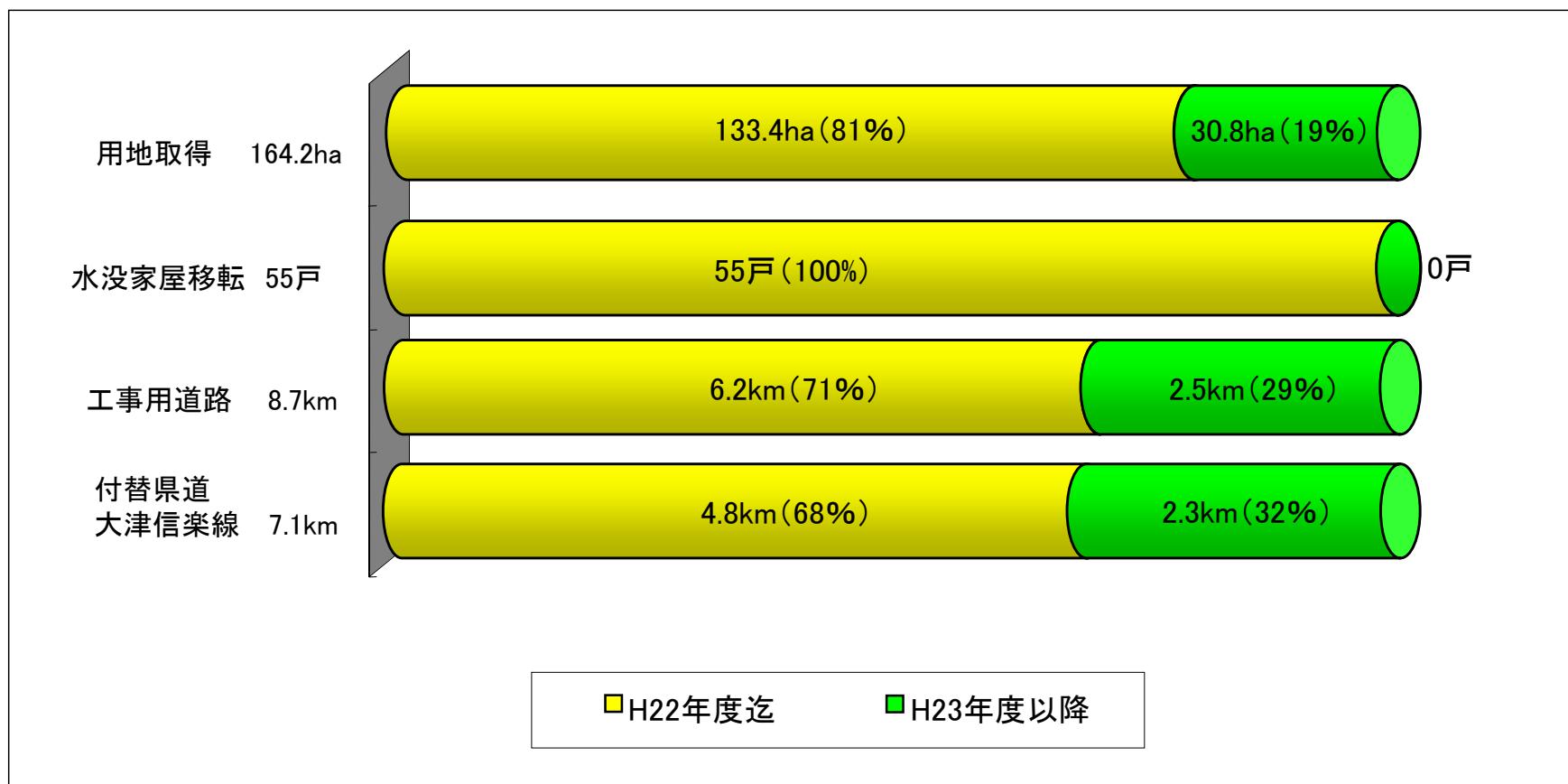
とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことはできないため、上述のように着手時期を複数ケース想定しています。

（ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた費用便益分析は、実施時期等が確定した時点で行うこととなります。）

3. 事業の必要性等に関する視点

事業の進捗状況

- ・ 淀川水系河川整備計画に基づき、県道大津信楽線の付替工事を継続実施しています。
- ・ 事業全体の進捗率は約58%（事業費ベース）です。

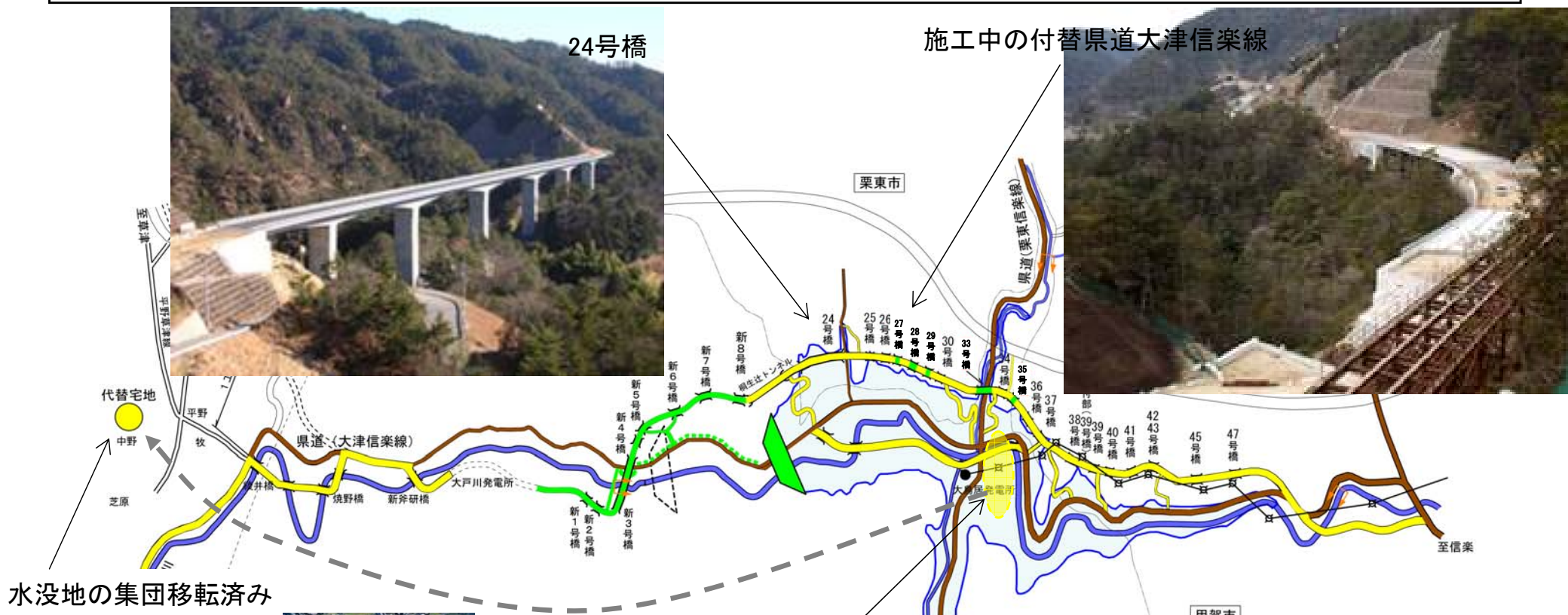


事業進捗率(平成23年3月時点)

3. 事業の必要性等に関する視点

事業の進捗状況

現在、生活再建工事段階として、県道大津信楽線の付替工事を実施しています。



平成23年3月時点

凡 例	
平成22年度迄	黄色
平成23年度以降	緑色

4. 事業の進捗の見込みに関する視点

今後の事業スケジュール等

- ダム検証の結論を得るまでは新たな段階に入らず、現段階「生活再建」を継続する予定です。なお、本事業は「生活再建工事」段階に区分されていますが、前回再評価時から、準備工事である県道大津信楽線の付替工事を継続する予定です。
- 「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（平成23年1月設置）における検討を踏まえてとりまとめた対応方針（案）を国土交通大臣に報告する際には、改めて近畿地方整備局事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きします。

5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点

代替案等の可能性の検討

- ・本代替案は、従来の考え方に基づいて行った代替案について、平成20年度第1回近畿地方整備局事業評価監視委員会の審議の際に、ご説明したものです。
- ・前回再評価以降の社会情勢等に大きな変化はないことから代替案の検討内容に変更はないと考えております。
- ・現在、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の検討を行っています。

■大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発の治水代替案

1. 大戸川ダムの容量の代替

治水代替案	工期	費用	その他	治水効果の範囲
大戸川ダム建設、天ヶ瀬ダム再開発を実施	約10年	約 840億円 ※大戸川ダム及び天ヶ瀬ダム再開発の残事業費の合計	・他の案に比べて周辺環境や交通に与える影響は比較的小さい ・既に用地取得をしており、地元の理解も得ている	全川
天ヶ瀬ダムの貯水池を掘削し容量を拡大	掘削土砂の搬出に14年以上が必要	約1,500億円	・掘削土砂の搬出のため長期にわたって周辺交通や観光への影響 ・貯水池内工事による濁水発生	淀川本川・宇治川に限定
遊水地を整備	掘削土砂の搬出に30年以上が必要	約2,070億円 (ただし、必要容量が確保できない)	・遊水地用地(350ha以上)の確保のため本来洪水から守るべき土地を潰すことになり地元の理解は得られない ・掘削土砂の搬出のため長期の周辺交通への影響	全川

※約840億円は、平成20年度時点の残事業費です。(なお、平成23年度以降の残事業は約810億円です。)

2. 下流河道での代替

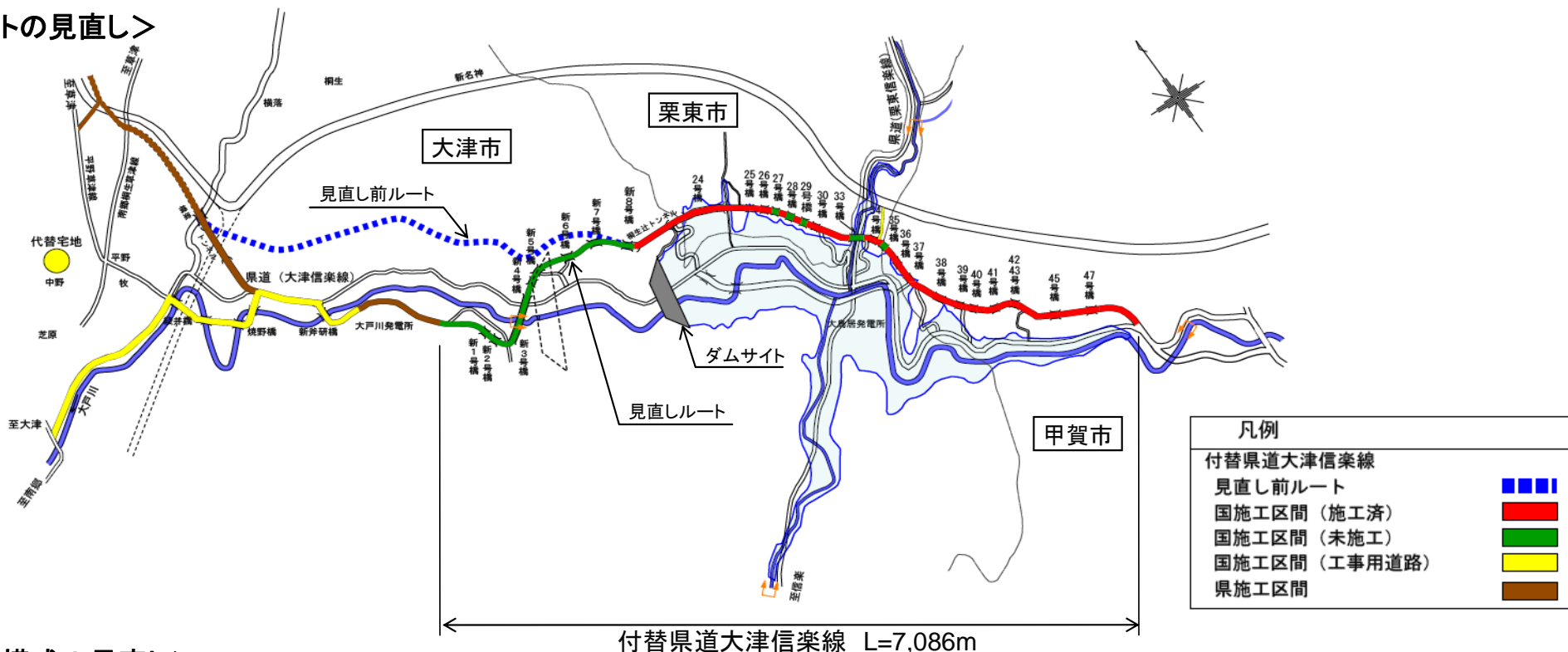
治水代替案	工期	総事業費	その他	治水効果の範囲
淀川本川の河道掘削及び橋梁の橋脚補強	約16年	約710億円	・9橋の橋脚補強を実施する必要があるが、これらは河川管理施設等構造令に適合せず将来架替が必要な橋梁であることから、補強をすることにより約310億円が二重投資となる	淀川本川

5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点

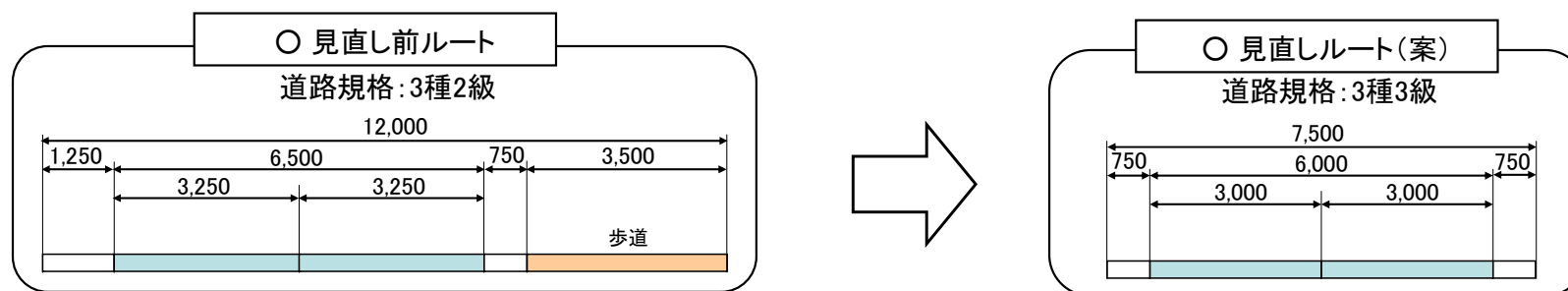
コスト縮減の方策

淀川水系河川整備計画を踏まえ、付替県道大津信楽線のルートと幅員構成を見直すことにより、約8億円のコスト縮減が見込まれます。

<ルートの見直し>



<幅員構成の見直し>



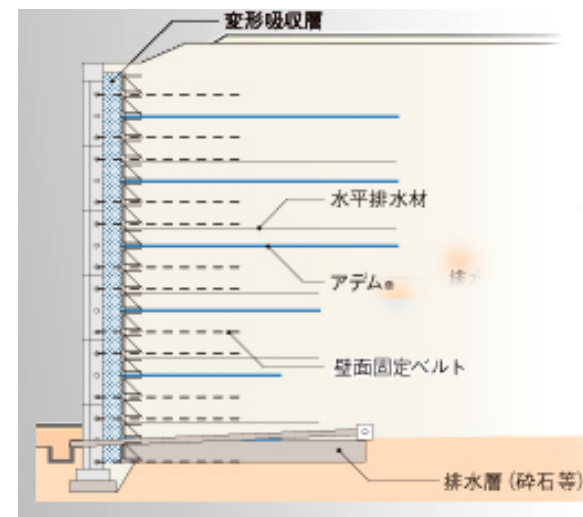
5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点

コスト縮減の方策

県道大津信楽線の付替工事において、補強土壁工に新技術を採用することにより、90万円のコストを縮減しました。

補強土壁工における新技術の採用

本工法は、アデム（合成繊維の一種で、強度・耐摩耗性が非常に高い）を配置して補強した盛土と、コンクリートパネルなどの壁面材とを、変形吸収層を介して一体化させた補強土壁です。道路、公園、河川をはじめとするさまざまな自然の風景の一部となり、より安全でより経済性に優れた補強土壁を構築します。



施工状況



6. 関係自治体の意見等

■ 滋賀県知事

付替県道大津信楽線工事が平成28年度までに完了するよう、予算の確保に努められるとともに、新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建段階）を精力的に継続されることが妥当と考える。

■ 京都府知事

大戸川ダム建設事業の新たな段階に入らず現在の段階（生活再建工事）を継続するという対応方針（原案）に異論はない。

生活再建事業である付替道路工事（県道大津信楽線）の事業実施に当たっては、更なる費用の縮減に努められたい。

■ 大阪府知事

生活再建事業である付替県道の整備にあたっては建設費用とその負担の更なる縮減を図られたい。

7. 対応方針(原案)

(1) 事業の必要性等に関する視点

- ・ 想定氾濫区域内の人口・資産に大きな変化はありません。
- ・ 平成23年3月現在、進捗率は約58%です。(事業費ベース)

(2) 事業の進捗の見込みに関する視点

- ・ 検証の結論を得るまでは新たな段階に入らず、現段階「生活再建段階」を継続することとしています。
- ・ 「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討内容を踏まえ、対応方針(案)を国土交通大臣に報告する際には、改めて近畿地方整備局事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きします。

(3) コスト縮減や代替案等の可能性の視点

- ・ 従来のお考えに基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、大戸川ダム建設が最適となっていますが、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の比較検討を行っています。

大戸川ダム建設事業については、ダム事業の検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検討を行っているところですが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建段階)を継続することが妥当と考えます。

今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。



8 - 2

近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成23年度第1回

大戸川ダム建設事業 【再評価】

平成23年7月
近畿地方整備局

【 前 回 評 価 時 と の 対 比 表 】

【参考資料】

事業名 : 大戸川ダム建設事業

平成23年度 第1回事業評価監視委員会

事業化年度 : 平成元年

	前回評価	今回評価	(主な変更理由)												
	平成20年7月	平成23年7月													
再評価理由	再評価実施後5年間が経過	再評価実施後3年間が経過													
事業諸元	形 式 : 重力式コンクリートダム 堤 高 : 約67.5m 堤頂長 : 約200m 総貯水容量 : 21,900千m3 (洪水調節容量 : 21,900千m3)	同左	・変更なし												
全体事業費	約1,080億円	同左	・変更なし												
進捗状況	進捗率(事業費) : 約56% 用地取得率(面積) : 約68% 家屋移転(戸数) : 100% 付替県道(延長) : 約27%	進捗率(事業費) : 約58% 用地取得率(面積) : 約81% 家屋移転(戸数) : 100% 付替県道(延長) : 約28%	・進捗率(事業費)で約2%進捗 ・ダムサイトの変更に伴う必要用地面積の変更(約200ha→約164ha) ・県道大津信楽線付替ルート見直し(約8.8km→約7.1km)												
費用対効果 (B/C)	1.4 (残事業 -)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備計画策定から</th> <th>10年後</th> <th>15年後</th> <th>20年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業のB/C</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>残事業のB/C</td> <td>3.8</td> <td>3.7</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 算出のための計算根拠 ・本体着手の時期 : 整備計画策定から10年後・15年後・20年後の3ケース ・本体工事の工期 : 8年間 ・便益の発生 : 事業完成の翌年 ※ 本費用便益分析における便益の算出においては、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の効果分で按分することにより算出している。</p> <p>○ 前回再評価の後に策定された淀川水系河川整備計画において、 ・「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」 ・「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことはできないため、上述のように着手時期を複数ケース想定しています。</p> <p>○ ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた費用便益分析は、実施時期等が確定した時点で行うこととなります。</p>	整備計画策定から	10年後	15年後	20年後	全体事業のB/C	1.1	1.0	0.8	残事業のB/C	3.8	3.7	3.5	
整備計画策定から	10年後	15年後	20年後												
全体事業のB/C	1.1	1.0	0.8												
残事業のB/C	3.8	3.7	3.5												
備考	・平成21年3月策定の「淀川水系河川整備計画」において「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」と位置づけられた。														

事業費の内訳書

ダム事業

事業名	大戸川ダム建設事業（全体事業費）
-----	------------------

評価年度	H23	再評価
------	-----	-----

区分	費目	工種	単位	数量	金額 (百万円)	備考	
工事費			式	1	21,777		
	ダム費			式	1	12,912	
		転流工	式	1	965	仮排水トンネル、仮締切	
		掘削	千m ³	402	1,144		
		基礎処理	m	7,300	640		
		堤体工	千m ³	244	5,974		
		閉塞工	式	1	324	仮排水路、堤内仮排水路、試掘横坑	
		放流設備	式	1	1,992	クレストゲート、コンジットゲート、土砂吐き等	
		その他	式	1	1,872	その他雑工事	
	管理設備費			式	1	2,129	
		通信観測警報設備	式	1	870	通信設備、警報設備、観測設備	
		放流制御設備	式	1	200	放流制御設備、放流監視設備	
		電気設備	式	1	151	受電設備、予備発電機、無停電設備	
		建物	式	1	425	管理用建物、管理用宿舍	
		諸設備	式	1	483	諸設備	
	仮設備費			式	1	6,498	
		ダム用仮設備	式	1	1,935	セメント貯蔵供給設備、骨材設備、コンクリート設備等	
		工事用道路	式	1	4,446	工事用道路設置、維持補修	
		その他	式	1	117	土地借り上げ等	
	工事用動力費			式	1	238	電力料、維持費
用地費及補償費			式	1	54,437		
用地費及補償費			式	1	29,374	用地費、補償費、生活再建費等	
補償工事費			式	1	25,064		
			m	15,500	24,471		
付替道路			式	1	593	雑工事	
その他			式	1	593	雑工事	
間接経費			式	1	23,718	測量設計費、機械器具費、営繕・宿舍費等	
工事諸費			式	1	8,068		
事業費計			式	1	108,000		

維持管理費		式	1	360	1年当たり維持管理費
-------	--	---	---	-----	------------

※今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。

※金額は、事業から撤退した利水者等が負担する費用を含む。

事業費の内訳書

ダム事業

事業名	大戸川ダム建設事業（残事業費）
-----	-----------------

評価年度	H23	再評価
------	-----	-----

区分	費目	工種	単位	数量	金額 (百万円)	備考
工事費			式	1	17,734	
	ダム費		式	1	12,912	
		転流工	式	1	965	仮排水トンネル、仮締切
		掘削	千m ³	402	1,144	
		基礎処理	m	7,300	640	
		堤体工	千m ³	244	5,974	
		閉塞工	式	1	324	仮排水路、堤内仮排水路、試掘横坑
		放流設備	式	1	1,992	クレストゲート、コンジットゲート、土砂吐き等
		その他	式	1	1,872	その他雑工事
	管理設備費		式	1	1,955	
		通信観測警報設備	式	1	870	通信設備、警報設備、観測設備
		放流制御設備	式	1	200	放流制御設備、放流監視設備
		電気設備	式	1	151	受電設備、予備発電機、無停電設備
		建物	式	1	425	管理用建物、管理用宿舍
		諸設備	式	1	309	諸設備
	仮設備費		式	1	2,629	
		ダム用仮設備	式	1	1,810	セメント貯蔵供給設備、骨材設備、コンクリート設備等
		工事用道路	式	1	804	工事用道路設置、維持補修
		その他	式	1	16	土地借り上げ等
		工事用動力費	式	1	238	電力料、維持費
用地費及補償費		式	1	18,475		
	用地費及補償費	式	1	4,911	用地費、補償費、生活再建費等	
	補償工事費		式	1	13,564	
		付替道路	m	10,100	13,564	
		その他	式	1	0	雑工事
間接経費		式	1	6,464	測量設計費、機械器具費、営繕・宿舍費等	
工事諸費		式	1	1,803		
事業費計		式	1	44,476		

維持管理費		式	1	360	1年当たり維持管理費
-------	--	---	---	-----	------------

※今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。

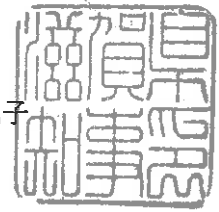
※金額は、事業から撤退した利水者に還付する額を含まない。



滋 流 政 第 103 号
平成 23 年(2011 年)7 月 21 日

近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

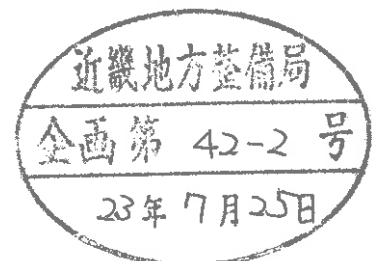
平成 23 年 7 月 8 日付け国近整企画第 16 号にて意見照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 淀川水系直轄ダムの事業評価にあたっては、該当するダムに関する平成 20 年 11 月の三重県、滋賀県、京都府、大阪府の知事による合意（以下、「四府県知事合意」という。）に基づく淀川水系河川整備計画（案）に関する意見に対する事業者としての見解を示したうえで、評価監視委員会の審議を受けていただくよう要請します。
2. 個別ダム事業の対応方針（原案）に対する意見は次のとおりです。
 - (1)大戸川ダム建設事業
付替県道大津信楽線工事が平成 28 年度までに完了するよう、予算の確保に努められるとともに、新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建段階）を精力的に継続されることが妥当と考える。
 - (2)天ヶ瀬ダム再開発事業
平成 27 年度の事業完成に向けて、引き続き事業を継続されることが妥当と考える。
3. 別途進められているダムの検証にあたっては、早急に幹事会等の場における関係団体の意見に対する事業者としての見解を示していただくとともに、ダム検証作業を円滑に進めていただきますようお願いいたします。なお、本県担当部局から述べた意見は、別紙のとおりです。

■添付資料

1. 四府県知事合意文書
(平成 20 年 11 月 11 日付け 三重県、滋賀県、京都府および大阪府知事合意)
2. 淀川水系河川整備計画（案）に対する滋賀県知事意見
(平成 21 年 2 月 13 日付け滋河第 99 号「淀川水系河川整備計画の策定について」)
3. (別紙)ダム検証の場第 1 回幹事会における滋賀県意見



四府県知事合意

下記の事項を、4府県知事の共通認識として確認する。

【基本的な考え方】

- ・淀川水系は、その上流に琵琶湖という自然の水の蓄えや、桂川、宇治川、木津川という豊かな河川をもつことで、流域全体として、生活や経済活動を安定的に支えながら、多くの生命を育み、いつも私たちの心に潤いと安らぎを与えてきた。
- ・しかしながら、一方では、時には住民生活に脅威を与える存在になることもあり、淀川水系全体のあり方は、防災はもとよりまちづくりや環境など、住民生活や経済活動のあらゆる面に影響を与えるものとして、地域の自治に責任を持つ地方公共団体の首長が、出来る限り「地域のことは地域で決める」という決意のもと、共通の課題として取り組むことが重要である。
- ・現在、淀川水系内には、治水安全度の低い箇所がまだ多く存在しており、住民の安心・安全のためには早急に治水のための対策を講じる必要がある。
しかし、河川整備は大変長い期間を要し、環境等にも大きな影響を与えるものだけに、地域の合意を踏まえ優先順位を明確にしたうえで、様々な対策を複合的に進めていくことが重要である。特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・これまで河川流域の上流、中流、下流は歴史的にも利害対立の中にあっただが、私どもは琵琶湖の恩恵や上流、中流、下流が今までの施設整備において果たしてきた役割を十分理解しながら、上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現を目指すものである。

【宇治川・瀬田川・大戸川】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが共通理解である。
- ・しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対しての十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。
- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように、一定の治水効果があることは認める。

- ・しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。
- ・一方、大戸川ダム水没予定地では、苦渋の選択にせまられ、1200年の父祖の地から集落移転した人たちがおられ、その受難の歴史を重く受け止めるとともに、地域の生活に多大な影響が生じていることを、事業主体たる行政は深く考慮しなければならない。
- ・大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国はこうした問題について、引き続きその責務を果たすべきであり、私どもはそれを強く求めるとともに、その場合において、大阪府・京都府は、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。
- ・大戸川については、大戸川下流部の河道改修の必要性は共通の理解であり、下流宇治川・淀川の治水安全レベルを考慮しつつ整備を図る。
- ・瀬田川については、琵琶湖の後期放流対応のために改修が必要であることは共通の理解であり天ヶ瀬ダム再開発とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修について、まず、事業費、負担割合、実施時期について、早期に案を示し、関係府県調整のうえで実施すべきである。

【木津川】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。
- ・川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

【桂川】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

【丹生ダム】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。濁水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。



【事業費と実施時期】

- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

【その他】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。

平成20年11月11日

三重県知事 ^三江畑賢治

滋賀県知事 嘉田由紀子

京都府知事 山田啓三

大阪府知事 橋下徹

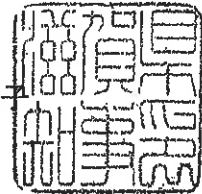


写

滋河第 99 号
平成 21 年(2009 年)2 月 13 日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



淀川水系河川整備計画の策定について (回答)

平成 20 年 6 月 20 日付け国近整河計第 13 号にて意見を求められた淀川水系河川整備計画の策定について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 いかなる洪水に対しても被害を最小化するための施策の推進

自然現象には際限はなく、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こりうる。こうした洪水、いわゆる「超過洪水」に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐことが今後の治水政策にとっては極めて重要なものと考えている。このために必要な対策を、河川管理者のみならず、地元自治体や地域住民など多様な主体との連携のもと、積極的に取り組まれない。

2 大戸川ダム(大戸川)に関すること。

大戸川ダムは、平成 20 年 9 月 27 日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一定の治水効果はある。

しかしながら、平成 20 年 9 月 22 日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置付ける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国は、こうした問題について引き続きその責務を果たされたい。

3 丹生ダム(姉川・高時川)に関すること。

丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

4 瀬田川に関すること。

瀬田川の改修については、琵琶湖の後期放流対応すなわち、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川の改修とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修についても促進されたい。

なお、鹿跳溪谷の改修については、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、早急にそれらの内容について提示するとともに、実施時期については、本県とも十分協議されたい。あわせて徹底したコスト縮減を図られたい。

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の確保の観点から重要であり、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととされている淀川水系河川整備基本方針を尊重し、その実現に向け取り組まれたい。

5 野洲川に関すること。

野洲川（直轄区間）の堤防強化および自然環境と調和した水辺空間の形成について着実に進められたい。

6 大津放水路事業に関すること。

大津放水路Ⅱ期事業の実施時期については、本県と十分協議されたい。また、実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図られたい。

7 琵琶湖の総合的な保全に関すること。

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約 400 万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50 種以上の固有種を含む 1,000 種類を超える動植物が生息する自然湖である。

このため、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与していることおよび淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。

8 治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作に関すること。

瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然景観や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を確立されたい。

9 統合的流域管理など新たな仕組みづくりに関すること。

琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的および一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取

り組まれたい。

10 水文化の保全と継承に関すること。

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

11 河川敷利用に関すること。

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷がすでに地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映することとされたい。

12 維持管理に関すること。

既存施設の機能維持を図る観点から、河川の管理について、計画的・効率的に進められたい。その際には、徹底したコスト削減を図られたい。

13 河川レンジャーに関すること。

住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャーについて、その制度設計を確実に行い、本格的な導入を図られたい。

14 次世代育成型の河川政策に関すること。

20～30年後の河川と住民とのつながりをより強固にすることを旨として、河川環境だけでなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、次世代育成型の河川政策を進められたい。

15 事業費および実施時期に関すること。

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図られたい。

16 その他

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作られたい。

(別紙) ダム検証の場第1回幹事会における滋賀県意見

(大戸川ダム) 平成23年1月20日開催

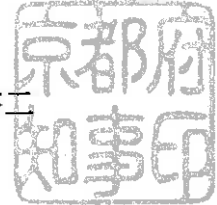
1. 地域の意見をくみ上げる仕組みについても検証の中で十分配慮されたい。
2. 大戸川ダム計画は、京都府や滋賀県が科学的な検討結果に基づく意見を述べてきた経緯があり、平成21年3月の淀川水系河川整備計画で位置づけられたところであるが、改めて検証を行おうとする理由を明確にされたい。
3. 利水撤退により事業が見直しされ、付替県道工事など生活再建工事への影響を受けている。地元の不利益が生じないように、国のルールづくりが急務と考える。



3河第269号
平成23年7月22日

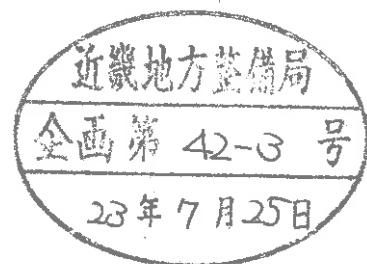
近畿地方整備局長 様

京都府知事 山田 啓二



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)
の作成に係る意見照会について(回答)

平成23年7月8日付け国近整企画第16号で意見照会のダム事業について、
別紙のとおり回答します。



別紙（ダム事業）

事業名	天ヶ瀬ダム再開発事業
意見	天ヶ瀬ダム再開発事業の事業継続の対応方針(原案)に異論はない。引き続き事業を推進し、早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。

事業名	大戸川ダム建設事業
意見	大戸川ダム建設事業の新たな段階に入らず現在の段階（生活再建工事）を継続するという対応方針(原案)に異論はない。生活再建事業である付替道路工事（県道大津信楽線）の事業実施に当たっては、更なる費用の縮減に努められたい。

なお、淀川水系直轄ダムの事業評価にあたっては、該当するダムに関する平成20年11月の三重県、滋賀県、京都府、大阪府の4府県知事合意に基づく淀川水系河川整備計画(案)に対する本府の意見やダム検証にあたって幹事会の場で申し上げた意見等に対する事業者としての見解を示したうえで、事業評価監視委員会の審議を受けていただくよう要請します。

河整第 1376 号
平成 23 年 7 月 22 日

国土交通省近畿地方整備局長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成23年7月8日付け国近整企画第16号により照会のあった標記について、
下記のとおり回答します。

記

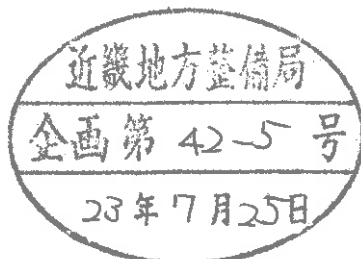
1. 大戸川ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業

淀川水系直轄ダムの事業評価にあたっては、三重県、滋賀県、京都府、
大阪府の「四府県知事合意」（平成20年11月）に基づき提出している「大阪府
知事意見書」（平成21年2月）やその後の要望（平成23年1月）のうち、別紙1
の事項について、事業者としての見解を示したうえで、事業評価監視委員会
の審議を受けていただくよう要請します。

なお、別途進められている「ダムの検証」にあたっては、平成23年1月
の「関係府県からなる検討の場」幹事会等において担当部局より示している
意見（別紙2）について、事業者としての見解を示したうえで、検証を進め
ていただくよう重ねて要請します。

2. 亀の瀬地すべり対策事業

管理用施設の整備については、府の意見を尊重していただくよう要請しま
す。上面利用については、引き続き国、府、市で十分な協議調整をお願いし
ます。



<担当>
都市整備部河川室河川整備課
寺前、谷口、矢野
TEL06-6944-9296

(別紙1)

■天ヶ瀬ダム

- ・建設費用とその負担の更なる縮減を図りたい。



■大戸川ダム

- ・生活再建事業である付替県道の整備にあたっては建設費用とその負担の更なる縮減を図りたい。

■丹生ダム

- ・異常湧水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。

■川上ダム

- ・大阪府水需要予測の下方修正を踏まえ、既存ダムの利水容量の有効活用などによる計画の再検討を行うとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図りたい。

(参考：意見要望等)

- ・四府県知事合意(平成20年11月)
- ・大阪府知事意見書「淀川水系河川整備計画(案)についての意見」(平成21年2月)
- ・淀川水系5ダムに関する要望(平成23年1月 大阪府)

(別紙2)

■ 共通事項

- ダム検証において、地域の意向を的確に反映しつつ、「関係府県からなる検討の場」幹事会での検討を円滑に進めていくためには、事務方による連絡調整会議で十分に協議・調整することが不可欠であるため、早急に当該会議を開催するよう要請する。
- 各ダムにおいて、検証作業量に差異があると考えられることから、各ダムの現在の点検状況と今後のおおまかな検証スケジュール等について示されたい。

■ 丹生ダム

- 「大阪府知事意見書」や「淀川水系5ダムに関する要望」（別紙参考）にもあるように、まず、渇水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に関係府県に明らかにし、必要性や緊急性についての協議・調整を最優先で行われたい。

■ 川上ダム

- 淀川水系河川整備計画ならびに淀川水系フルプランの策定以降に、大阪府水需要予測が下方修正となるなどの流域の状況変化や既設ダムの利水者の意向を十分に聴取の上、利水容量を利用するなど、既設ダム群の有効活用を踏まえた検証に係る検討結果を早急に示されたい。
- あわせて建設費用とその負担の更なる縮減を図る観点での検討も進められたい。

四府県知事合意

下記の事項を、4府県知事の共通認識として確認する。

【基本的な考え方】

- ・淀川水系は、その上流に琵琶湖という自然の水の蓄えや、桂川、宇治川、木津川という豊かな河川をもつことで、流域全体として、生活や経済活動を安定的に支えながら、多くの生命を育み、いつも私たちの心に潤いと安らぎを与えてきた。
- ・しかしながら、一方では、時には住民生活に脅威を与える存在になることもあり、淀川水系全体のあり方は、防災はもとよりまちづくりや環境など、住民生活や経済活動のあらゆる面に影響を与えるものとして、地域の自治に責任を持つ地方公共団体の首長が、出来る限り「地域のことは地域で決める」という決意のもと、共通の課題として取り組むことが重要である。
- ・現在、淀川水系内には、治水安全度の低い箇所がまだ多く存在しており、住民の安心・安全のためには早急に治水のための対策を講じる必要がある。
しかし、河川整備は大変長い期間を要し、環境等にも大きな影響を与えるものだけに、地域の合意を踏まえ優先順位を明確にしたうえで、様々な対策を複合的に進めていくことが重要である。特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・これまで河川流域の上流、中流、下流は歴史的にも利害対立の中にあつたが、私どもは琵琶湖の恩恵や上流、中流、下流が今までの施設整備において果たしてきた役割を十分理解しながら、上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現を目指すものである。

【宇治川・瀬田川・大戸川】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが共通理解である。
- ・しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対しての十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。
- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように、一定の治水効果があることは認める。

- ・しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。
- ・一方、大戸川ダム水没予定地では、苦渋の選択にせまられ、1200年の父祖の地から集落移転した人たちがおられ、その受難の歴史を重く受け止めるとともに、地域の生活に多大な影響が生じていることを、事業主体たる行政は深く考慮しなければならない。
- ・大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国はこうした問題について、引き続きその責務を果たすべきであり、私どもはそれを強く求めるとともに、その場合において、大阪府・京都府は、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。
- ・大戸川については、大戸川下流部の河道改修の必要性は共通の理解であり、下流宇治川・淀川の治水安全レベルを考慮しつつ整備を図る。
- ・瀬田川については、琵琶湖の後期放流対応のために改修が必要であることは共通の理解であり、天ヶ瀬ダム再開発とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修について、まず、事業費、負担割合、実施時期について、早期に案を示し、関係府県調整のうえで実施すべきである。

【木津川】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。
- ・川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

【桂川】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

【丹生ダム】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。洪水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。

【事業費と実施時期】

- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

【その他】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。

平成20年11月11日

三重県知事
代理 江畑賢治

滋賀県知事 嘉田由紀子

京都府知事 山田啓二

大阪府知事 橋下徹

大阪府知事意見書

淀川水系河川整備計画（案）についての意見

河川の整備は、防災はもとより、まちづくりや環境など住民生活に大きな影響を与えるものであるため、地域の自治に責任を持つ地方公共団体が共通の課題として取り組むことが重要であることから、上中流域に位置する各府県と協議し、合意した内容や地元市町長からの意見もふまえ意見を申し述べる。

1. 大阪府の基本的な考え方

人口・資産が高度に集積している大阪平野は高い堤防で守られており、一度堤防が決壊すれば、壊滅的な被害を生じる可能性を有していることから、現況の安全度を堅持することが必要と考えている。

また、河川は住民生活に欠かせない水の供給源であるとともに、都市域における貴重なオープンスペースともなっている。このため、今後ともこれらの機能を維持しつつ、環境の改善に取り組むことが、住民の豊かな生活享受のために必要である。

更に、淀川水系河川整備計画（案）に示されている事業は、今後膨大な事業費が必要であり、現下の地方財政を大きく圧迫することが予想されるところである。

これらの状況を鑑み、以下の三点を特に配慮されたい。

- ◆本案に示される河川の整備により大阪府域の治水安全度を低下させない。
- ◆環境改善のため淀川水系の流水の正常な機能維持及び水質保全に取り組む。
- ◆今後の整備計画実施にあたって大阪府財政に過度な負担をかけない。

2. 治水

淀川本川では、下流側から集中的に河川整備を実施しており、大阪府域では現況で計画規模（概ね 200 年に一度）の洪水が発生した場合であっても、計画高水位以下で洪水を流下させることが可能となっている。

しかしながら、中上流域は、下流域に比べ治水安全度が低いことから、本案に示されているとおり、下流域の治水安全度に考慮しつつ中上流域の改修に着手し、整備を進めていくことは、妥当と考える。

従って、堤防強化とともに、下流部の流下能力の向上策としての橋梁の改築や洪水調節施設の整備等の優先順位を地域の合意をふまえ明確にしたうえで取り組む必要がある。

また、猪名川流域では、国や関係府県等が連携して河川整備をはじめとした総合的な治水対策に取り組んできたが、現状の治水安全度は依然として低い状況にあり、地域の合意をふまえ優先順位を明確にしたうえで、今後とも整備を進めていく必要がある。

(1) 堤防強化

引き続き堤防強化に取り組むとともに、「壊れにくい堤防」、「粘り強い堤防」は治水安全確保の観点から今後とも技術的にも追求すること。

(2) 淀川下流部の橋梁改築

淀川大堰下流には、洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。事業中の阪神電鉄西大阪線（阪神電鉄なんば線）橋梁の改築事業継続については妥当と考える。

が、さらなる治水安全度の向上のために、伝法大橋（R43）、淀川大橋（R2）、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても具体化を図ること。

(3) 高規格堤防

高規格堤防は、治水上有効ではあるが、効果発現に時間がかかること、事業費が膨大であることなどから、今後の事業の進め方について十分協議すること。

(4) 大戸川ダム

大戸川ダムは、一定の治水効果があることは認める。

しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

また、大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等については、事業主体である国が引き続きその責務を果たすべきであり、それを強く求めるとともに、その場合において、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県、京都府と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。

(5) 天ヶ瀬ダム再開発

天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流のために有用であり、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

(6) 川上ダム

川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できるため、その建設について、環境への配慮を行いつつ早急に整備を図ることに基本的に合意する。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を図ること。

(7) 余野川ダム

戦後最大洪水を対象とした場合、余野川ダムを建設する案よりも河川改修のみの案の方が今後必要となる総事業費の比較において経済的であることから、ダムを当面実施しないという本案に基本的に同意する。

また、余野川ダム建設事業は、地元、地権者など関係者の多大な協力のもと進められてきたものであることに鑑み、当面余野川ダム事業が実施されるまでの間、ダム事業と一体のものとして建設を進めてきた「水と緑の健康都市（箕面森町）」の事業に支障を生じさせないための措置を明確にするとともに、関連する地域整備事業の進捗並びに、今後、ダム建設の円滑な着手のためのダム事業用地の維持管理について、その財源措置、執行体制などを含め国が責任をもって対応されることを強く求めるとともに、ダム建設再開の時期についての検討もあわせて行うこと。

更に、利水撤退にともなう負担について、地元市等、関係者の理解を得られるよう十分協議調整されること。

(8) 猪名川銀橋周辺狭窄部

銀橋周辺狭窄部については、平成 22 年度未完了を目処に国が総合治水対策特定河川事業として進めている川西・池田地区の改修が完了次第、これに応じた部分開削を進めることとしており、その後のさらなる開削については、下流の河川整備の進捗状況に応じて十分調整すること。

3. 環境

(1) 淀川大堰などによる水位操作の改善

淀川大堰湛水域の平常時水位を OP+3.0m から OP+2.5m に変更するに当たっては、現在、淀川から取水している施設や大川（旧淀川）への影響が予想されることから、取水施設や大川への影響などを十分協議した上で、施設操作の変更を行うこと。

(2) 河川の水質保全対策

大阪府が管理する一級河川寝屋川の水質については、下水道の整備や河道での水質浄化対策により改善されてきたが、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に掲げた目標達成には至っていない。寝屋川の水質改善効果が見込める淀川から寝屋川への導水を常時行うこと。

また、淀川本川への京都府内下水処理水の流入を分離するとしている流水保全水路については、事業目的、効果、負担の考え方等が不明確であることから事業の見直しを行うこと。

(3) ダム貯水池等の水質保全対策

ダム貯水池等の水質保全対策については、その効果、工法選定経過を明確にするとともに、関係府県と十分調整したうえで実施すること。

(4) 外来種対策について

外来種対策については、その被害の防止を目的とした特定外来生物法により、厳しく規制がされている。また、同法では、生態系等に係る被害が生じた場合、主務大臣及び国の行政機関の長は、法の規定により防除を行うものとされており、まず法により十分な実効性を上げることが必要と考える。

4. 利水

(1) 渇水調整の円滑化

渇水調整にあたっては、これまでの利水者の水源確保努力等が反映されるよう、十分、協議調整をした上で実施すること。

(2) 丹生ダム

丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることを留保する。渇水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議すること。

5. 利用

河川敷や水面利用については、現在、地域住民や自治体等が利用していることから、利用者や関係機関の意見も十分聞いて判断すること。

6. その他

(1) 事業費と実施時期

整備計画の実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ること。また、利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ること。

(2) ダム事業の地域整備に関する新たなルールづくり

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ること。

(3) 瀬田川洗堰

瀬田川洗堰については、今後も引き続き、下流の安全を前提に操作することを求める。

(4) 新たな協議会の設立

危機管理体制、ハザードマップの作成、ポンプ調整運転等の検討を目的とした「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」や「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」などの設立については、同様の目的を持つ現行協議会との再編も含め調整を図ること。

A/21.2.13

淀川水系5ダムに関する要望

平成23年1月

大阪府

淀川水系5ダムに関する要望

平素から大阪府政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本府は、国と地方がそれぞれの権限・財源・責任を明確に分離し、「地域のことは地域の責任で決める」地域主権の確立を目指すべき、また現在の国と地方の役割分担の中においても、地域の判断が尊重される仕組みであるべきと考えています。

国土交通省が所管する淀川水系5ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダム）については、平成21年2月13日の淀川水系河川整備計画（案）に対する知事意見並びに平成22年9月21日の丹生ダムに対する要望において、本府の考え方を示しました。

このたび、国及び独立行政法人水資源機構から大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダムの計画に関する照会がありましたので、これらに対して意見を回答したところですが、併せて、淀川水系5ダム、現在実施されているダム検証及び直轄事業負担金制度に関し、地域の意見を十二分に反映するよう、以下の点について、強く要望します。

平成23年1月

大阪府知事 橋下 徹



1. 淀川水系5ダムについて

◆ 大戸川ダム

治水ダムとしては、一定の治水効果はあるものの、淀川水系における施策の優先順位を踏まえ、ダム本体工事は凍結するものとし、当面は生活再建事業である付替県道の整備に協力するが、事業の実施に際しては、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

◆ 天ヶ瀬ダム再開発

事業の実施に際しては、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

◆ 川上ダム

現在実施されているダム検証にあたっては、大阪府水需要予測の下方修正を踏まえ、既存ダムの利水容量の有効活用などによる計画の再検討を行うとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

◆ 丹生ダム

異常渇水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。また、利水撤退に係る精算を早急を実施すること。

◆ 余野川ダム

箕面森町の事業に支障を生じさせないことや、関連する地域整備事業の完遂並びにダム事業用地の維持管理について、国が責任をもって対応すること。

特に、利水負担金については、これまで追徴金撤回はもとより既払負担金 11 億円の全額返還を求めてきたところである。利水精算にあたっては、ダム建設の遅れにより大阪府営水道への水源変更を余儀なくされたという箕面市の特殊事情を十分に踏まえ、早期解決を図ること。

2. ダム検証について

「できるだけダムにたよらない治水対策を目指すこと」、「ダム事業中止に伴うルールを策定し、地方の負担を明確にすること」、「大阪府域の治水安全度に影響を与えないこと」を基本的な考え方として、その検証過程において地方の意見を十分反映すること。

3. 直轄事業負担金制度について

「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程（素案）」が地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月）の中で明記されたことを踏まえ、早急に直轄事業負担金制度を廃止すること。

また、維持管理に係る直轄事業負担金が平成 23 年度に全廃されることを契機に、将来の維持管理費の軽減を主目的とする施設の建設費についても地方負担の縮減を図ること。

淀川水系5ダムについて

<位置図>

